

平成18年5月9日

半 沢 一 宣 殿

東京第一検察審査会事務局

事 務 連 絡

貴殿からの手紙を拝見しました。

お問い合わせに対する回答は、次のとおりです。

第1 同一事件について、異なる立場から別々に申立てを出した場合の取扱いについて

- 1 検察審査会は、同一事件について数個の申立てを受理したときは、これを併合して審査することになります。（検察審査会法施行令第23条）
- 2 同一事件ですでに内容についての検察審査会の議決がされている場合は、再度の申立てをすることはできませんので却下することになります。（検察審査会法第32条）

しかし、申立てが却下された場合には、まだ不起訴処分の当否につき実体的な議決をしたわけではないので再度の申立てをすることが出来ます。（※参照）

第2 会議の開催と申立ての締め切りについて

審査会議は6月15日に限らず適宜開催しておりますので、申立ての締め切り日というものはありません。

ただし、事件には公訴時効がありますので、ご注意ください。

※ 却下の議決になる主な事由

- ① 審査の対象となる不起訴処分が存在しない場合

② 申立人に申立権がない場合

③ すでに実体的な議決（不起訴相当・不起訴不当・起訴相当）のあった同一事件について再度の申立てがなされた場合

半



半

沢

一

宣

殿



東京都足立区



東京第一検察審査会事務局

東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎内
東京都千代田区霞が関一丁目1番4号
郵便番号100-8920
電話 大代表 東京 03 (3581) 5411番

03 (3581) 2856, 2859 ダイヤルイン